

2021.09.01

ESG リスクトピックス <2021 年度第 6 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 生物多様性 ■

国連、ポスト 2020 生物多様性枠組の一次ドラフト発表。COP15 にて議論

国連生物多様性条約（CBD）事務局は 7 月 12 日、2020 年以降の生物多様性の国際目標となる「ポスト 2020 生物多様性枠組」の一次ドラフトを発表した。ドラフトをベースにさらに内容を調整したうえで、2021 年 10 月に中国・昆明で開催される COP15 での審議にかけられる予定。枠組案は、2010 年に採択したビジョン“Living in Harmony with Nature*”を 2050 年に実現するための 4 つの長期目標を定めたうえで、2030 年に向けた 10 のマイルストーンと 21 の行動目標を設定している。

*Living in harmony with nature では 2050 年までに生物多様性が評価、保全、回復、賢明な利用が行われて、健全な地球が維持された状態ですべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界を目指すことを宣言している。

（参考情報：2021 年 7 月 12 日付 UNEP FI HP :

<https://www.unep.org/resources/publication/1st-draft-post-2020-global-biodiversity-framework>）

■ 気候変動 ■

SBTi が方針改訂。承認対象を「1.5℃シナリオ」での排出削減目標に限定

気候変動に関する科学的根拠に基づく削減目標イニシアチブ（SBTi）は 7 月 15 日、企業の目標設定の基準を「well-below 2℃シナリオ」から「1.5℃シナリオ」に引き上げる方針を発表した。2022 年 7 月 15 日以降に提出される目標には新たな基準が適用され、過去に SBTi から「1.5℃シナリオ」以外で目標が承認された企業も、所定の期限までに「1.5℃シナリオ」に沿って目標を更新する必要がある。

「well-below 2℃シナリオ」とは、産業革命以前と比べて気温上昇を 2℃より充分低く保つシナリオであり、「1.5℃シナリオ」は、産業革命以前と比べて気温上昇を 1.5℃に抑えるシナリオのこと。今回の方針改訂で、より野心的な目標を立てて取り組むことを企業に促した。

* SBTi（Science Based Targets initiative）は、企業が気候科学に沿って排出削減目標を設定することを推進するグローバル組織。国連グローバル・コンパクトや CDP などが運営している。

（参考情報：2021 年 7 月 15 日付 SBTi HP : <https://sciencebasedtargets.org/news/sbti-raises-the-bar-to-1-5-c>）

■ カーボンニュートラル ■

政府が温暖化対策計画改定案を発表、CO₂排出量削減目標を積み増し

政府は7月26日、2030年度末までのCO₂排出量削減目標を積み増した地球温暖化対策計画の改定案を提示した。それによると、CO₂排出量全体の9割以上を占める「エネルギー起源CO₂」（燃料の燃焼および供給された電力や熱の使用で発生）を2013年度比45%減とし、現計画よりも削減目標を大きく積み増した。部門別の削減目標は、それぞれ産業用37%、家庭用66%、運輸38%。

目標達成に向け、事業主に中長期の削減目標の設定、サプライチェーン全体での排出削減、省CO₂型製品の開発、サーキュラーエコノミーへの移行など効果的・効率的な地球温暖化対策の自主的・積極的な実施を求めると同時に、部門別の具体的な対策を示している。

（参考情報：2021年7月26日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/council/06earth/y0620-8b.html>）

Social—社会—

■ 人権 ■

FCLTGlobal、非上場企業も多様性向上が企業価値高めるのに有効とのレポートを公表

世界大手の企業や機関投資家などが参加し、長期的視点に基づく持続可能な企業経営を提唱・推進する非営利組織の米FCLTGlobalは7月19日、組織の多様性が高い企業ほど投資効果が大きいとするレポートを公表した。特に、非上場企業でも企業価値向上に有効とした。レポートでは、人種や民族などの多様性が高い企業は、投下資本利益率（ROIC）や財務リターンなどが比較的高いとする調査結果を提示。併せて、取締役の多様性が高い非上場企業でも収益の成長率が高いという事例を示した。

（参考情報：2021年7月19日付 <https://www.fcltglobal.org/resource/private-equity-board-diversity/>）

■ SDGs ■

英 WRAP、コートールド・コミットメント 2030 を発表

持続可能な資源利用を推進する英 NPO 団体の WRAP（The Waste and Resources Action Programme）は7月20日、食品・小売業界におけるサステナビリティ目標を定めたコートールド・コミットメント 2030*を発表した。本コミットメントでは2030年までの目標として、英国で消費される食品・飲料の温室効果ガス排出量を2015年比50%削減、一人当たりの食品廃棄物を2007年比50%削減、主要製品・原材料の国内外の調達先上位20地域における質と量を伴った持続可能な水管理の達成の3つが掲げられた。

*英国の食品小売業の90%以上および食品メーカー、ホテル、農業事業者、再流通業者、業界団体、自治体など食品のライフサイクル全体に関わる団体・企業などが参加

（参考情報：2021年7月20日付 WRAP HP：<https://wrap.org.uk/media-centre/press-releases/wraps-food-and-drink-industry-agreement-halve-greenhouse-gas-emissions>）

■ ダイバーシティ ■

米マクドナルドが、ダイバーシティに配慮した調達を拡大、全体 4 分の 1 へ

米マクドナルドは 7 月 22 日、20 社以上の大手サプライヤーとの間で、女性や有色人種、少数民族、LGBT、障がい者などが所有する企業の活動を積極的に支援していくことで合意したと発表した。2025 年までにこうした企業からの調達を 10%増やし、米国内の調達額の全体の 4 分の 1 を目指す。

(参考情報：2021 年 7 月 22 日付 同社 HP：

<https://corporate.mcdonalds.com/corpmcd/en-us/our-stories/article/ourstories.dei-diverse-supplier.html>)

Governance—ガバナンス—

■ プライバシーガバナンス ■

経産省、企業向け消費者プライバシー保護強化ガイドブックの改訂版を公表

経済産業省は 7 月 19 日、「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver.1.1」を公表した。企業が消費者・顧客のパーソナルデータ（個人にまつわるあらゆる情報）を利活用する際の適切なプライバシー保護の取り組みをまとめたもの。昨年 8 月公表の ver.1.0 に、実際の企業の取り組み事例を追記し更新した。企業によるプライバシー保護の取り組み強化は、消費者からの信頼の獲得・企業価値の向上につながるとしている。

(参考情報：2021 年 7 月 19 日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210719001/20210715009.html>)

■ 気候変動 ■

国内企業など約 190 社が、カーボンプライシング制度の導入を求めて関係省庁に意見書提出

脱炭素社会の実現に積極的な国内企業など約 190 社が加盟する日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) は 7 月 28 日、温室効果ガスの排出量に応じて企業に費用負担を課す炭素税や排出量取引などのカーボンプライシング (CP) 制度の導入を求める意見書を公表し、環境省など関係省庁に提出した。炭素税については年内に制度の骨格を明らかにするように求めた。また、2030 年までに温室効果ガス排出を 2013 年度比 46%削減すると政府目標の達成には、社会全体で効率的に排出削減に取り組む必要があるとした上で、有効策として CP 導入を強調。CP 導入は企業の積極的な研究開発や設備投資を進め、国内外のグリーン投資を呼び込むことで、経済成長にもつながるとした。

(参考情報：2021 年 7 月 28 日付 JCLP HP：<https://japan-clp.jp/archives/8923>)

全般・その他

■ サステナビリティ ■

経済産業省が繊維産業のサステナビリティに関する検討会報告書を公表

経済産業省は 7 月 12 日、繊維産業のサステナビリティに関する検討会の議論・検討結果をとりまとめた報告書を公表した。日本の繊維産業においては、サステナビリティに関する取り組みが十分になされているとはいえない状況である一方、企業の経営基盤強化、新規市場・取引開拓機会の創出、サステナビリティを軽視したビジネス展開によるリスクの回避等の観点から、サプライチェーン全体における取り組み推進が重要であると指摘。環境配慮、責任あるサプライチェーン管理、ジェンダー平等、供給構造、デジタル化の促進といった 5 つの取り組みテーマについて、現状と今後注力して取り組むべき事項を整理している。

(参考情報：2021 年 7 月 12 日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210712002/2021070912002.html>)

■ 気候変動 ■

日本銀行、気候変動に関する包括的な取り組み方針を公表

日本銀行は7月16日、物価と金融システムの安定という使命に沿って気候変動に関する取り組みを進めるために、「包括的な取り組み方針」を決定した。

本方針において、気候変動による物価・金融情勢への影響の低減・マクロ経済の安定化に向けた各種施策が公表された。具体的には、気候変動の取り組みに投融資等を行う金融機関への資金供給制度の整備や、気候関連金融リスクの管理に向けた金融機関との対話、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に基づく情報開示の促進等の施策が挙げられている。

（参考情報：2021年7月16日付 日本銀行 HP：

https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/rel210716b.pdf）

今月の『注目』トピックス

<人権>

○欧州委員会、企業がサプライチェーンから強制労働を根絶するためのガイダンスを発表

(参考情報：2021年7月13日付 EU HP：

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf)

欧州委員会は7月13日、企業がサプライチェーンから強制労働を根絶するための実践的アドバイスをもとめたガイダンスを発表した。同委員会は現在、「長期的かつ持続可能で責任ある企業行動」に関する法案を準備中。法制化までの間、同ガイダンスがEUにおける強制労働に関するリスクへの対応方針となる。

同ガイダンスは、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」で示されたフレームワークに沿って構成。強制労働に対し「ゼロ・トレランス」（一切妥協しない）を原則とする。人権デュー・デリジェンス実施時に考慮すべき要素について、以下のとおり例示している。

【考慮すべき要素】

☐ 企業の方針やマネジメントシステムを強制労働リスクに適応可能な形に調整する
☐ 「レッド・フラッグ」（強制労働のリスク要因）に着眼する
☐ 強制労働リスクが顕在化する可能性が高いサプライヤー等のチェックを重点的に強化する
☐ サプライヤーやビジネスパートナーが合意した是正措置について、実行支援する
☐ 政府主導で強制労働が行われている場合、当該国にある自社のサプライヤーやビジネスパートナーの自律性・裁量権の有無の把握や、対政府とのコミュニケーション方法を検討する
☐ 強制労働リスクの防止・低減の取り組みに改善が見られない場合に、国内法、国際労働基準、労働協約の条件等を遵守した上で、「責任ある離脱」（取引関係の解除）を行う
☐ 企業が強制労働リスクを引き起こした場合、現地当局と協力の上、適切な救済策を提供する

※同ガイダンスに基づき弊社作成

デュー・デリジェンス実施時には、「ジェンダー」「民族的・宗教的少数派に対する差別」「原産地不明等といった強制労働リスク顕在化の可能性が高い原材料」などテーマに特に着目するように求めている。

また、強制労働引き起こす要因として「カントリーリスク」「移民（出稼ぎ）や非公式な労働」「債務」などを「レッド・フラッグ」に挙げ、自社サプライチェーンでのデュー・デリジェンスの実施を推奨している。

Q&A

**Question**

「ポスト 2020 生物多様性枠組」や自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）など、生物多様性に関するニュースを最近よく目にします。自社の事業と生物多様性は直接の関連が薄いように思うのですが、どのように取り組むべきでしょうか。

Answer

業種によっては生物多様性と事業の関連が見えにくいかもしれませんが、どのような企業も何らかの形で生物多様性と相互に関わっています。

本稿では、生物多様性に関する背景について概説したうえで、生物多様性と企業の関わり、企業としてどのように取り組むべきかについて解説します。

1. 生物多様性に関する背景

まず生物多様性とは、生物多様性条約において、「生態系の多様性（森林や里山、河川、海といったシステムとして機能する環境のまとまりが多様に存在すること）」・「種の多様性（多くの生物の種が存在すること）」・「遺伝子の多様性（同じ種であっても遺伝子のレベルでの多様性が存在すること）」の3つのレベルでの多様性とされています。

生物多様性は、私たちの社会や経済に不可欠な様々な恵みをもたらしており、これを「生態系サービス」と呼びます。生態系サービスには、食料・水・木材といった原材料等の「供給サービス」、気候調整等の「調整サービス」、教育・娯楽・精神的な価値をもたらす「文化的なサービス」などがあります。

ところが現在、様々な要因により、生物多様性の劣化が進んでいるとされます。例えば生物種については、1年間で1～5万種ほどの生物が絶滅していると推定されています。約2億年前には1000年間に1種類であった生物の絶滅スピードが、1975年頃には1年間に1000種類まで加速したと考えられています。また国連の報告によると、2015年以降に失われた天然林の面積は、毎年約10万平方キロメートルにのぼるとされています。このうち多くが農地などへの転用によるもので、ほとんどがアフリカや南米、東南アジアで起こっています。

このような生物多様性の損失をくい止め、生態系サービスを持続可能に利用していくため、2010年に「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が愛知県で開催され、2020年までに達成すべき20の個別目標からなる「愛知目標」が採択されました。しかし2020年9月に公表された「地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）」*では、20の愛知目標のうち完全に達成された目標は1つもなかったことが明らかとなりました。

この状況を踏まえ、今年の11月に開催予定の「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」では、2020年以降の生物多様性の国際目標となる「ポスト2020生物多様性枠組」が採択される予定です。

2. 生物多様性と企業の関わり

生物多様性と企業にはどのようなかかわりがあるのでしょうか。生態系サービスが私たちの生活に必要なように、どの業種の企業においても、原材料調達や輸送、製造、販売、消費といったバリューチェーンを通じて考えると、様々な場面で生態系サービスの恩恵を受けています。それと同時に、汚染や原材料の過剰消費をはじめ、生態系へ様々な負の影響も及ぼしています。

また、生物多様性に関連し、例えば以下のような事業リスクが想定されます。

- 自然災害の影響拡大

サンゴやマングローブ林は防波堤として津波など沿岸洪水の被害を低減し、森林は防風林などの役目を果たしています。これらの生態系の損失によって、自然災害の被害が拡大し、企業の資産への影響や、サプライチェーン途絶などのリスクが想定されます。

- 自然資源の調達への影響

花粉媒介者であるハチ等の個体数減少により多くの作物の生産量が減少することによって、農業や食品、林業、製菓などのセクターに影響を及ぼすことが考えられます。

また生態系の損失により遺伝的な多様性が失われることによって、病気や環境変化への対応力が低下し、更に個体数の減少に繋がります。これもまた自然資本に依存度の高い企業に影響を及ぼすことが考えられます。

- 感染症発生のリスク増加

農地の拡大やそれに伴う森林伐採によって、人や生物間の距離が近づき、人獣間でのウイルス感染のリスクが高まるとされています。ここ数年世界中で流行している COVID-19 も人獣共通感染症であり、このような感染症がパンデミックを起こすことで社会や経済に大きな影響を与えることが考えられます。

生物多様性への事業による負の影響を緩和し、また生物多様性に関連する事業リスクを低減するためにも、企業による生物多様性取り組みの重要性が増しています。

上述の「ポスト 2020 生物多様性枠組」においても企業の役割が重視されています。例えば現段階で示されているターゲットのなかには、「全ての企業が自社の生物多様性への依存と影響を評価し、報告する。生物多様性への負の影響を徐々に低減して少なくとも半減し、正の影響を増加させる。原材料の採掘と生産プロセス、調達とサプライチェーン、使用と廃棄が完全に持続可能になるように移行する。」といったものがあります。

また、2021 年 6 月に正式に発足した「自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD)」は、企業が事業活動における自然への依存度と影響を評価し、開示するためのフレームワークを検討しており、近い将来これに基づく開示が求められることが想定されます。さらに、企業に質問書の回答を求め、それを元に評価を行う CDP も、気候変動、水、森林の次のテーマとして生物多様性に関する質問を 2022 年から始めるとしています。

こうした動きも踏まえると、企業においては、生物多様性や自然への自社の依存・影響度を把握したうえで、バリューチェーン全体で生物多様性への負の影響を低減し、正の影響を増加させる取り組みを推進し、これらを適切に情報開示していくことがますます重要となると考えられます。

3. 生物多様性への取り組み方

上述の通り、どのような業種もバリューチェーン全体で考えると生物多様性と相互に関与していることから、まずはバリューチェーンを通じて自社が生物多様性に与えている影響および自社の生物多様性への依存度を認識・把握することが重要です。そのうえで、生物多様性取り組みを実施しない場合のリスク、実施することで得られる機会を検討します。

これらの検討を踏まえ、特に「自社の依存の程度や影響度が大きい」「自社にとってのリスク・機会が大きい」事項を中心に、優先順位をつけて具体的な取り組みを進めていくこととなります。

具体的な取り組みには様々なものが考えられますが、例えば生物多様性に正の影響を与える取り組みとしては、事業活動ごとに下表のようなものが挙げられます。

○事業活動ごとのポジティブな影響例

事業活動の分類	ポジティブな影響・貢献する取組（例）
農業、林業	・生産現場における生息環境の創出や保全（冬季湛水農法）
漁業	・間接的な効果を期待した生態系の再生（漁業者による植林）
鉱業、砕石業、砂利採取業	・開発による損失を上回る生物多様性保全への貢献（保護区設定・ビオトープ化）
建設業	・都市部等での生物多様性復元技術や製品開発
製造業	・生物多様性保全に貢献する製品開発（自社の保有技術を組み合わせたバラスト水浄化システムの開発） ・森林整備による水源涵養林の保全
電気・ガス・熱供給・水道業	・再生可能エネルギーによる地球温暖化防止と森林再生（間伐材による木質バイオマス発電）
情報通信業	・ICT技術を活用した調査システムの開発（音声認識ソフトの活用）
運輸業、郵便業	・機内誌や車両等を活用した啓発（自然保護活動の告知・啓発活動）
卸売業、小売業	・環境認証商品の取り扱いによる消費者教育（認証商品の積極的な販売）
金融業、保険業	・生物多様性に貢献する金融商品の提供（生物多様性格付による融資）
不動産業、物品賃貸業	・生物多様性保全に配慮した造園緑化 ・緑化された空間における環境啓発
学術研究、専門・技術サービス業	・生物多様性保全に貢献する技術開発
宿泊業、飲食サービス業	・地元産原材料による地産地消の促進
生活関連サービス業、娯楽業	・自然資本を活用したエコツーリズム（各地のエコツーリズム推進団体）
教育、学習支援業	・学生向けの環境教育への支援（会員向けの情報誌での啓発）
医療、福祉	・生物資源や遺伝子資源を活用したワクチンの開発
複合サービス業	（郵便局＝「運輸業」参照／共同組合＝「農業、林業」「漁業」参照）
サービス業	・リサイクルによる天然資源の負荷低減

出典：環境省「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン 第二版」** p.37

生物多様性取り組みのステップについては、環境省の「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン 第二版」で、事業種ごとの事例も交えて詳しく解説されています。このような資料も参考にしつつ、順を追って検討していくことが推奨されます。

参考資料

* 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）

<https://www.cbd.int/gbo5>

** 環境省「事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン 第二版」

https://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/BDGL2_ja.pdf

リスクマネジメント第三部
サステナビリティグループ
担当 坪井 絵里子

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2021